

第1回(仮称)学研北生駒駅中心まちづくり事業計画会議

会 議 次 第

日 時 平成 27 年 9 月 30 日 (水)

19:00～21:00

場 所 北コミュニティセンター

1. 開 会

2. 出席者の紹介

3. これまでの経緯について

4. 松村暢彦愛媛大学大学院教授による講演「みんなの思いをカタチにする」

5. 案 件

(1) (仮称)学研北生駒駅中心まちづくり事業計画会議会則(案)について

(2) 座長の選出について

(3) 会議の進め方について

(4) 学研北生駒駅中心地区の現状について

・各事業者による現在の事業進捗状況について

・当該地区における道路整備の考え方について

6. 意見交換

7. 閉 会

自然

知

夢

がはばたく 北生駒

～過去から未来へ伸びゆくまち 地域に根を張りつながるまち～

第1回 (仮称)学研北生駒駅中心まちづくり事業計画会議

平成27年9月30日



1. これまでの経緯について



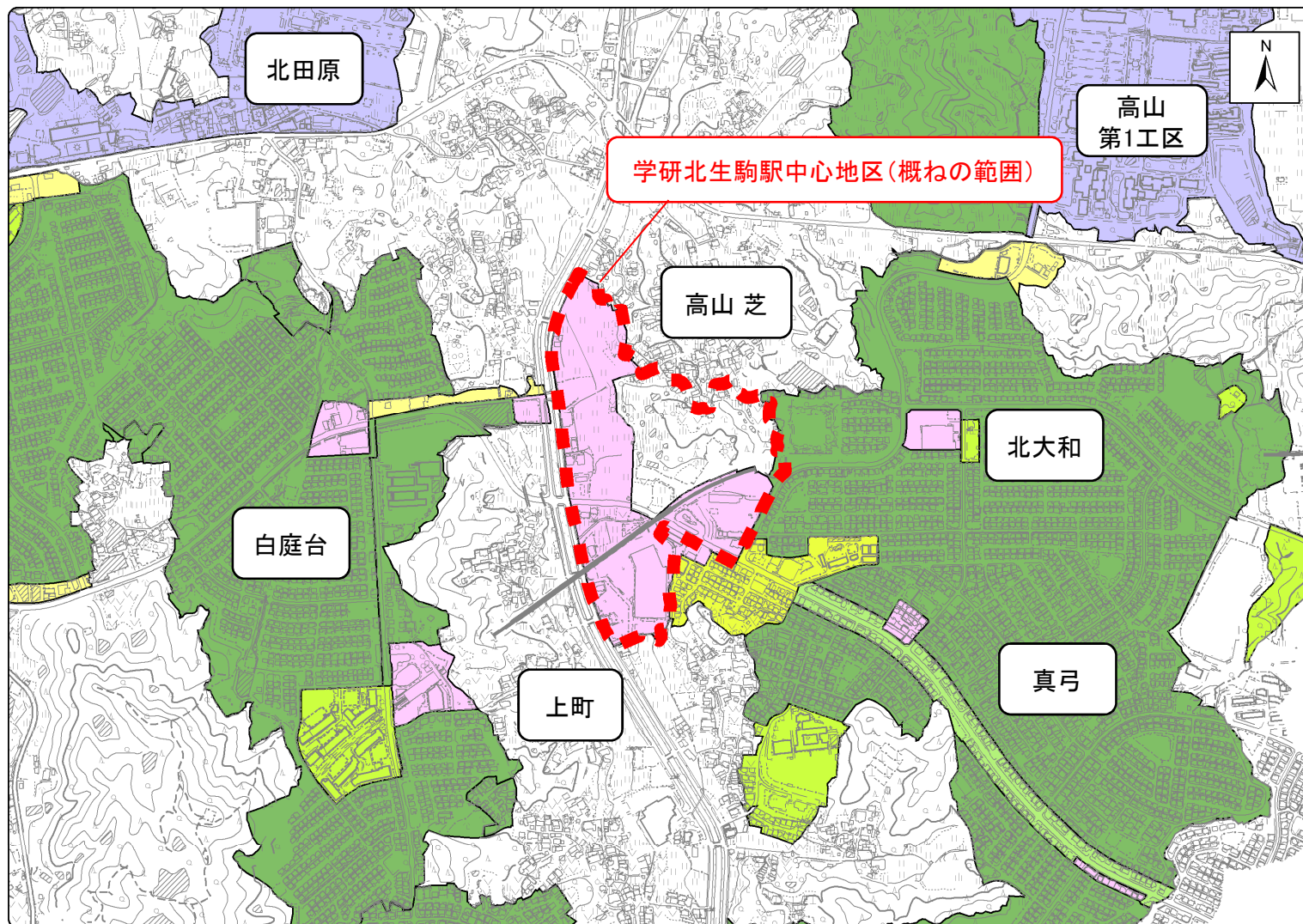
学研北生駒駅中心地区の位置付け

- ◎ 「関西文化学術研究都市」の玄関口
- ◎ 本市における「地域拠点」
- ◎ 北部地域における「賑わい商業地」



1. これまでの経緯について

学研北生駒駅中心地区と周辺の用途地域図



学研北生駒駅周辺まちづくり会議

| | |
|-----|---|
| 目的 | 学研北生駒駅中心地区において、魅力的で一体感のある地区の形成を図るため、区域内の権利者等の意見を聞きながら、まちづくり構想としてとりまとめる。 |
| 期間 | 平成26年3月～11月（全5回） |
| 参加者 | 個人地権者(17名)、法人地権者 事業者、自治会、学識者、市 |



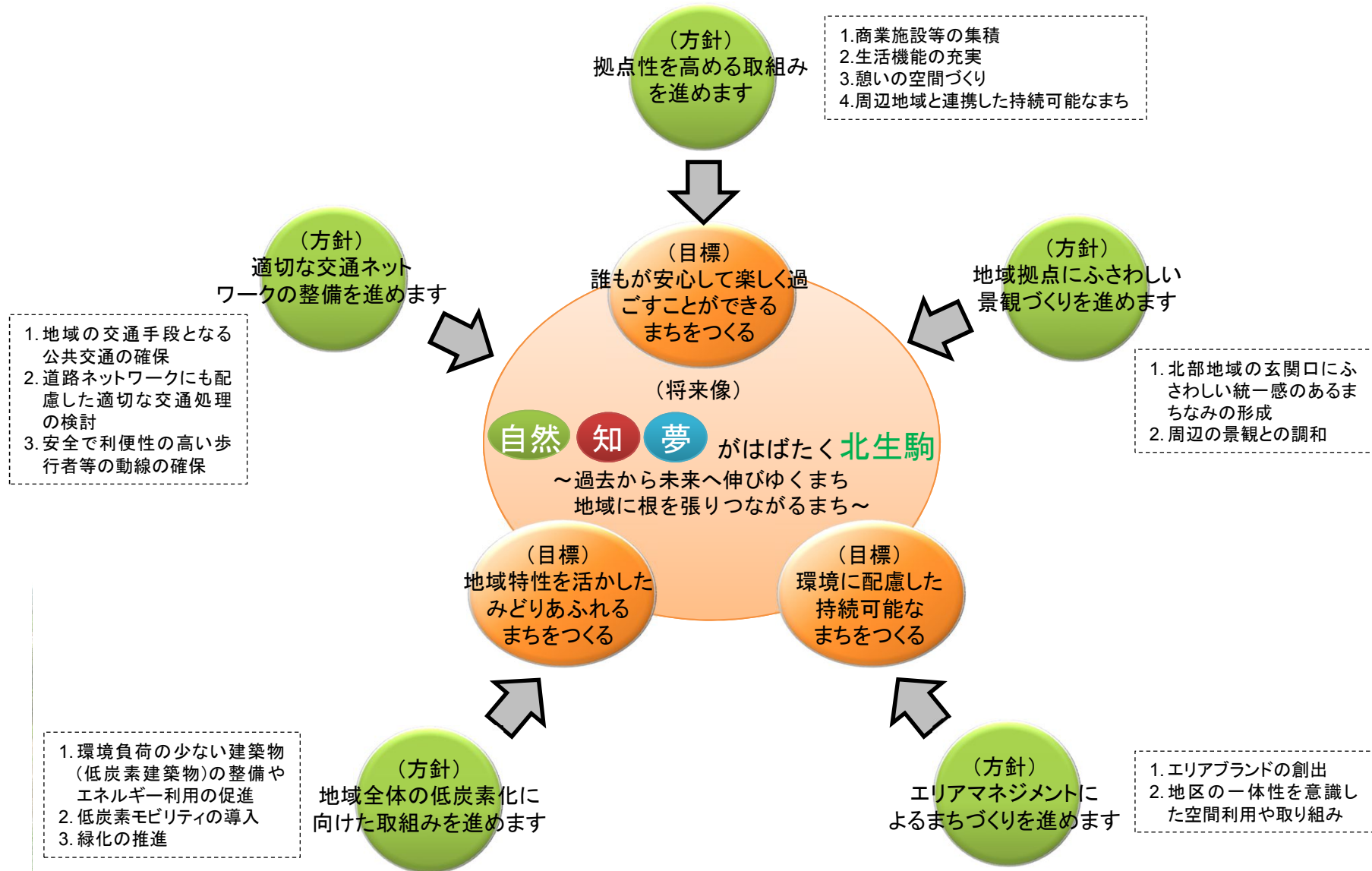
学研北生駒駅中心地区まちづくり構想（平成27年1月策定）

2. 学研北生駒駅中心地区まちづくり構想



2. 学研北生駒駅中心地区まちづくり構想

まちづくり構想の全体図



まちの将来像(キャッチフレーズ)

自然

知

夢

がはばたく 北生駒

～過去から未来へ伸びゆくまち 地域に根を張りつながるまち～



まちの目標

- ◎ 誰もが安心して楽しく過ごすことができるまち
- ◎ 地域特性を活かしたみどりあふれるまち
- ◎ 環境に配慮した持続可能なまち



まちづくりの方針 ①

◎ 拠点性を高める取組みを進めます。

1. 商業施設等の集積
2. 生活機能の充実
3. 憩いの空間づくり
4. 周辺地域と連携した持続可能なまち

◎ 適切な交通ネットワークの整備を進めます。

1. 地域の交通手段となる公共交通の確保
2. 道路ネットワークにも配慮した適切な交通処理の検討
3. 安全で利便性の高い歩行者等の動線の確保



* 写真はイメージです

まちづくりの方針 ②

- ◎ **地域拠点にふさわしい景観づくりを進めます。**
 1. 北部地域の玄関口にふさわしい統一感のあるまちなみの形成
 2. 周辺の景観との調和
- ◎ **地域全体の低炭素化に向けた取組みを進めます。**
 1. 環境負荷の少ない建築物(低炭素建築物)の整備やエネルギー利用の促進
 2. 低炭素モビリティの導入
 3. 緑化の推進
- ◎ **エリアマネジメントによるまちづくりを進めます。**
 1. エリアブランドの創出
 2. 地区の一体性を意識した空間利用や取組み



* 写真はイメージです

(仮称) 学研北生駒駅中心まちづくり事業計画会議 会則 (案)

(目的)

第1条 この会議は、北部地域の拠点である学研北生駒駅中心地区について、個性と魅力ある拠点の形成、関係主体の連携・協力による一体的なまちづくりを推進するため、平成27年1月に策定した「学研北生駒駅中心地区まちづくり構想」の実現に向け、区域内権利者等の意見を聞きながら、学研北生駒駅中心地区まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）をとりまとめることを目的とする。

(組織)

第2条 この会は、学研北生駒駅中心まちづくり事業計画会議（以下「会議」という。）と称する。

2 会議は、会員、相談役及びアドバイザー（以下、「構成員」という。）で組織するものとする。

(対象範囲)

第3条 まちづくり計画を策定する概ねの範囲は、別紙に示す範囲とする。

(活動内容)

第4条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。また、構成員は、お互いの立場を尊重し、協力し合い、会議の活動を行う。

- (1) 対象範囲のまちづくりに関する情報提供及び意見交換
- (2) 住民、地権者等の意見聴取、情報提供
- (3) その他、まちづくり計画策定に必要な事項

(会員)

第5条 会議の会員になる資格を有するものは、次に掲げる者とする。

- (1) 対象範囲内の権利者
- (2) 対象範囲内の事業（予定）者
- (3) 行政職員
- (4) 前号の規定に関わらず、会議の承認を得た者

(相談役)

第6条 相談役は、対象範囲内に係る自治会代表者とする。

2 相談役は、会議の求めに応じ、助言を行うものとする。

(アドバイザー)

第7条 アドバイザーは、まちづくり計画策定に必要な専門的知識を有する学識経験者とする。

(役員)

第8条 会議の役員及び職務は次のとおりとする。

- (1) 会議に座長1名を置く。
- (2) 座長は、構成員の互選で選出する。

(3) 座長は、必要に応じて構成員を招集し、会務総括を行うものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、まちづくり計画策定までとする。

(事務局)

第10条 この会議の事務局は、生駒市都市整備部都市計画課及び建設部事業計画課とする。

(会則改正)

第11条 この会則は、必要に応じ会議において改正することができる。

附則

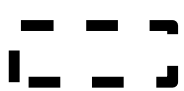
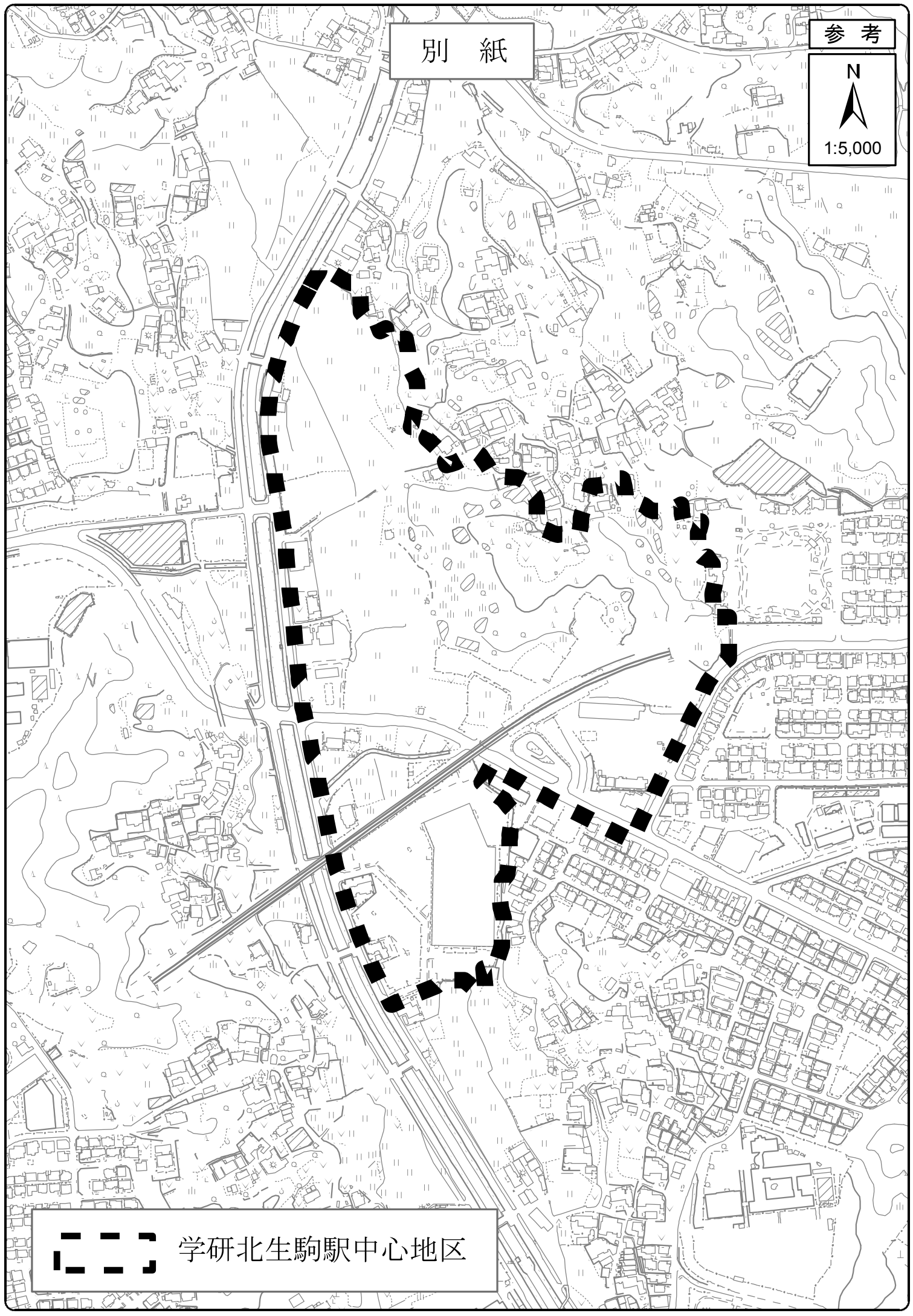
この会則は、平成27年9月 日から施行する。

別紙

参考



1:5,000



学研北生駒駅中心地区

(仮称) 学研北生駒駅中心まちづくり事業計画会議 名簿 (案)

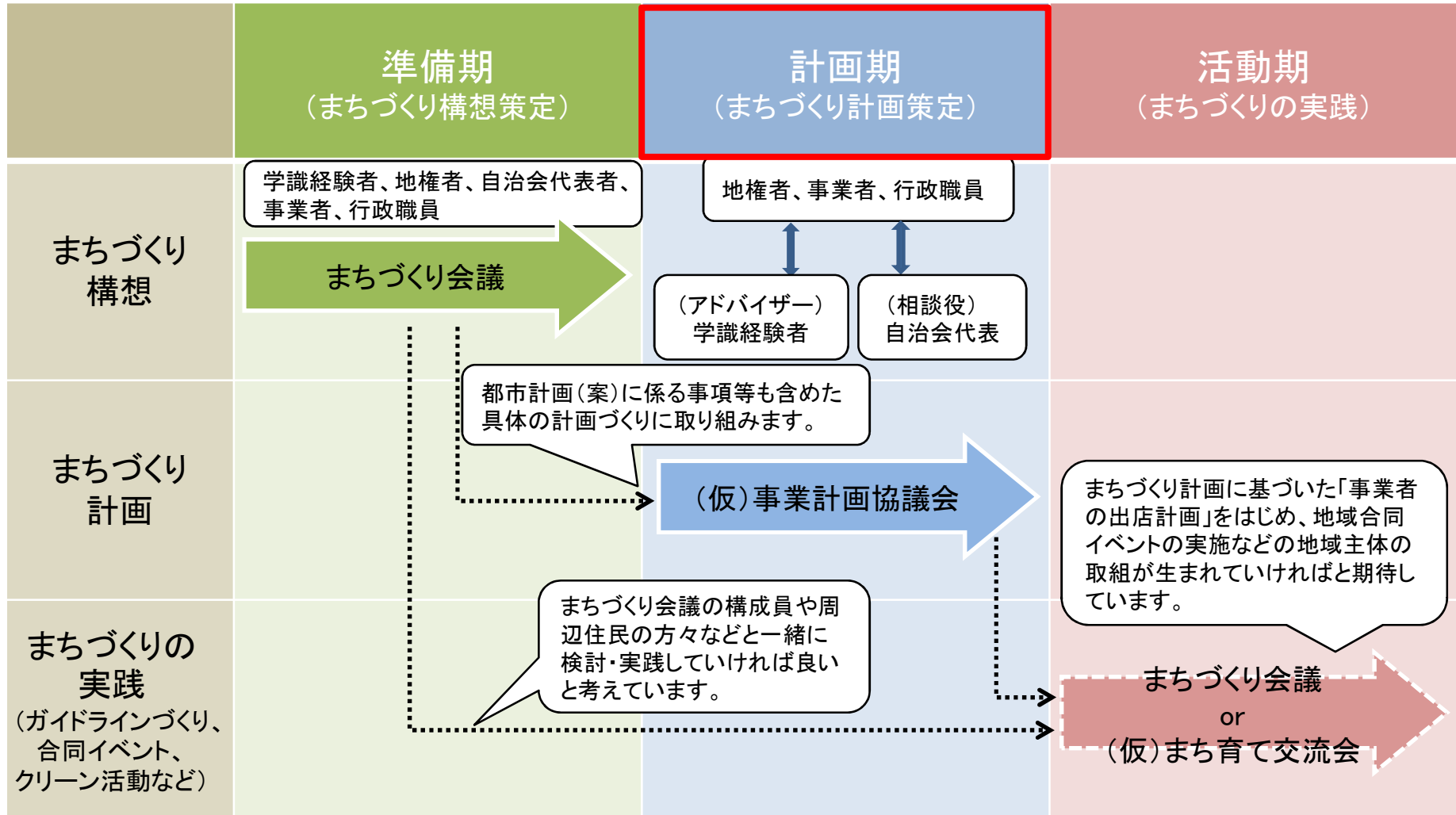
平成 27 年 9 月 30 日現在 (敬称略)

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 等 |
|-------------------|-----------------------|--------------|
| 学識経験者 (アドバイザー) | 松 村 暢 彦 | 愛媛大学大学院教授 |
| 自治会代表者 (相談役) | 池 田 幸 册 | 上 町 自 治 会 長 |
| | 山 中 英 夫 | 芝 自 治 会 長 |
| | 西 村 美和子 | 北大和 1 丁目自治会長 |
| | 藤 堂 宏 子 | 北地区自治連合会長 |
| 個人権利者 | 〇〇名 | |
| 法人権利者 | 近鉄不動産(株) 総合企画本部 事業開発部 | |
| | 奈良交通(株) 不動産開発部 | |
| | 日本郵便(株) 高山郵便局 | |
| 事業者 | (株) オークワ | |
| | (株) コメリ | |
| | 大和ハウス工業(株) | |
| 行政職員 | 山 本 昇 | 生駒市副市長 |
| | 大 西 清 隆 | 生駒市都市整備部長 |
| | 寺 西 清 幸 | 生駒市建設部長 |

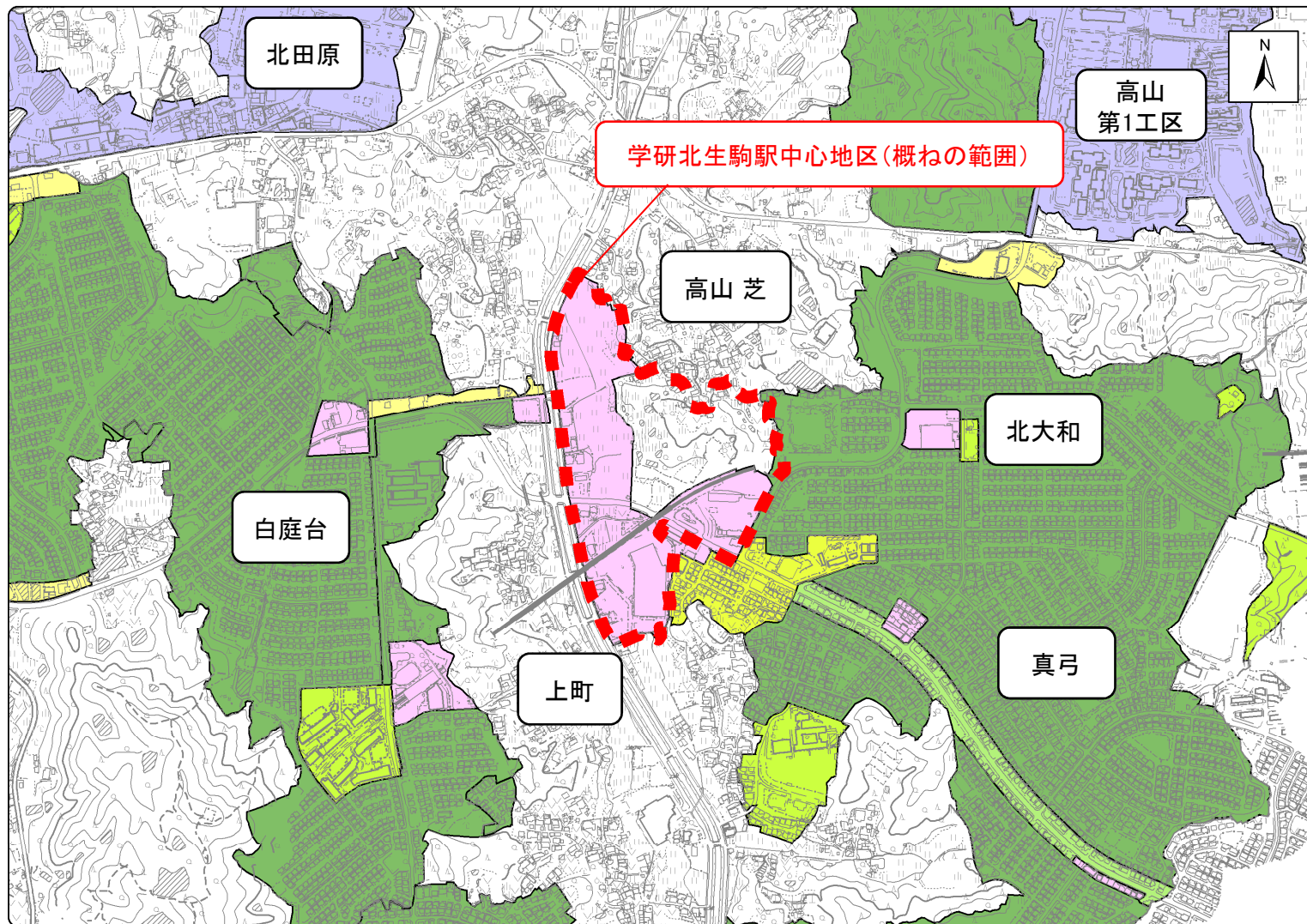
会議の進め方について

学研北生駒駅中心地区のまちづくりの展開イメージ

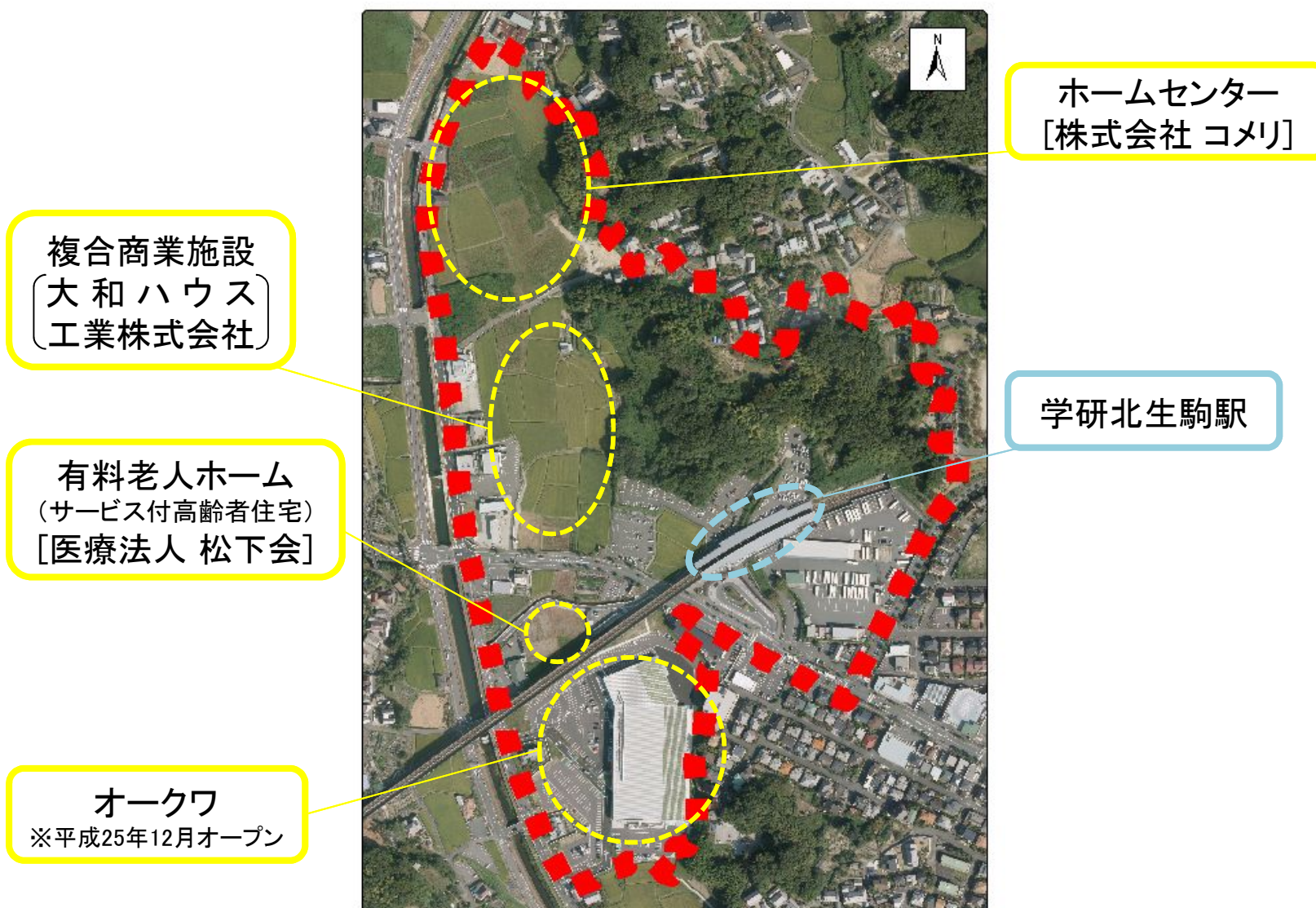
まちづくり構想 P.21



学研北生駒駅中心地区と周辺の用途地域図



地区内における開発



まちづくり事業計画会議の進め方

